

- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、被験者等の同意を得ることが困難であるとき。
 3 公衆衛生の向上のために必要がある場合であつて、被験者等の同意を得ることが困難であるとき。
 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対する協力をする必要がある場合であつて、被験者等の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第四 適正な取得

総括責任者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第五 取得に際しての利用目的の通知等

- 一 総括責任者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、被験者等に通知し、又は公表しなければならない。
 二 総括責任者は、一の規定にかかるらず、被験者等との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができる方式）で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該被験者の個人情報を取得する場合その他被験者等から直接書面に記載された当該被験者の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、被験者等に對し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
 三 総括責任者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、被験者等に通知し、又は公表しなければならない。
 四 一から三までの規定は、次に掲げる場合であつて、審査委員会が承認した場合には、適用しない。
 1 利用目的を被験者等に通知し、又は公表することにより被験者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 2 利用目的を被験者等に通知し、又は公表することにより当該研究を行いう機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 3 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であつて、利用目的を被験者等に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第六 内容の正確性確保

総括責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

第七 安全管理措置

- 一 研究を行う機関の長は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は書き損防の防止その他個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。
 二 研究を行う機関の長は、死者に関する個人情報が死者の人としての尊厳や遺族の感情及び遺伝情報が血縁者と共通していることに鑑み、生存する個人に関する情報と同様に死者に関する個人情報についても安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。

<安全管理措置に関する細則>
 組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置とは、取り扱う情報の性質に応じて、必要な措置を求めるものである。

1. 組織的安全管理措置
 組織的安全管理措置とは、安全管理について研究者等の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書（以下「規程等」という）を整備運用し、その実施状況を確認することをいう。組織的安全管理措置には以下の事項が含まれる。
 ① 個人情報の安全管理措置を講じるための組織体制の整備
 ② 個人情報の安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
 ③ 個人情報の取扱い状況を一貫できる手段の整備
 ④ 個人情報の安全管理措置の評価、見直し及び改善
 ⑤ 事故又は違反への対処

2. 人的安全管理措置
 人的安全管理措置とは、研究者等に対する、業務上秘密と指定された個人情報の非開示契約の締結や教育・訓練等を行うことをいう。人的安全管理措置には以下の事項が含まれる。
 ① 信用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結
 ② 研究者等に対する教育・訓練の実施

3. 物理的安全管理措置
 物理的安全管理措置とは、研究者等に対する、業務上秘密と指定された個人情報の盗難の防止等の措置をいう。物理的安全管理措置には以下の事項が含まれる。
 ① 人退館（室）管理の実施
 ② 盗難等の防止
 ③ 機器・装置等の物理的保護

4. 技術的安全管理措置
 技術的安全管理措置とは、個人情報及びそれを取り扱う情報システムのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人情報に対する技術的な安全管理措置をいう。技術的安全管理措置には、以下の事項が含まれる。
 ① 個人情報へのアクセスによる識別と認証
 ② 個人情報へのアクセス制御
 ③ 個人情報へのアクセス権限の管理
 ④ 個人情報のアクセス記録

- ⑤ 個人情報を取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- ⑥ 防人情報の移送・通信時の対策
- ⑦ 個人情報を取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- ⑧ 個人情報を取り扱う情報システムの監視

第八 委託者等の監督

一 総括責任者は、遺伝子治療臨床研究の実施に關し、委託を行う場合は、委託された業務に關して取り扱われる個人情報の安全管理及び個人情報の適切な取扱いが図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

二 総括責任者は、研究者に個人情報を取り扱わせるに当たつては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、研究者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。
 <委託を受けた者に対する監督に関する細則>
 委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督とは、例えば委託契約書において、委託者が定める安全管理制度の内容を明示的に規定するとともに、当該内容が遵守されることを強制することである。

第九 第三者提供の制限

一 総括責任者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ被験者等の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

1 法令に基づく場合

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、被験者等の同意を得ることが困難であるとき。
 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、被験者等の同意を得ることが困難であるとき。
 4 國の機関若しくは地方公団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対する協力がある場合であって、被験者等の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

二 総括責任者は、第三者に提供される個人情報について、被験者等の求めに応じて当該被験者が識別される個人情報の第三者への提供を停止することととしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、被験者等に通知し、又は被験者等が容易に知り得る状態に置いているときは、
 一の規定にかかるらず、当該個人情報を第三者に提供することができる。

- 1 第三者への提供を利用目的どすること。
- 2 第三者に提供される個人情報の項目
- 3 第三者への提供の手段又は方法
- 4 被験者等の求めに応じて当該被験者が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること。

三 二の2又は3に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、被験者等に通知し、又は被験者等が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。ただし、開示することにより次の

四 次に掲げる場合においては、当該個人情報の提供を受ける者は、一から三までの規定の適用については、第三者に該当しないため、あらかじめ被験者等の同意を得ず個人情報を提供することができます。

- 1 総括責任者が利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- 2 研究の承継に伴つて個人情報を提供される場合
- 3 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、被験者等に通知し、又は被験者等が容易に知り得る状態に置いているとき。

五 総括責任者は、四の3に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、被験者等に通知し、又は被験者等が容易に知り得る状態に置かなければならぬ。

第十 保有する個人情報に関する事項の公表等

一 総括責任者は、保有する個人情報に關し、次に掲げる事項について、被験者等の知り得る状態（被験者等の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならぬ。

- 1 当該研究を行う機関の名称
- 2 すべての保有する個人情報の利用目的（第五の4の1から3までに該当する場合を除く。）
- 3 二、第十一の一又は第十三の一若しくは二の規定による求めに応じる手続（第十六の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- 4 保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

二 総括責任者は、被験者等から、当該被験者が識別される個人情報の利用目的の通知を求められたときは、被験者等に對し、遅滞なく、これをお知らせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1 一の規定により当該被験者が識別される個人情報の利用目的が明らかな場合
- 2 第五の4の1から3までに該当する場合
- 3 総括責任者は、二の規定に基づき求められた保有する個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、被験者等に對し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第十一 個人情報の開示

一 総括責任者は、被験者等から、当該被験者が識別される個人情報の開示の求め（当該被験者が識別される個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、被験者等に対し書面の交付による方法（被験者等が同意した方法があるときには、当該方法）で開示しなければならない。ただし、開示することにより次の

いざれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 1 被験者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 2 研究を行う機関の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 3 他の法令に違反することとなる場合

- 二 総括責任者は、一の規定に基づき求められた情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、被験者等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 三 他の法令の規定により、被験者等に対して一の本文に規定する方法に相当する方法により当該被験者が識別されるる保有する個人情報の全部又は一部の保有する個人情報については、一の規定は、適用しない。

第十二 訂正等

一 総括責任者は、被験者等から、当該被験者が識別されるる保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって、当該保有する個人情報に対し訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求める場合は、その内容の訂正等に關して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査を行ひ、その結果に基づき、当該保有する個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

二 総括責任者は、一の規定に基づき求められた個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、被験者等に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

第十三 利用停止等

一 総括責任者は、被験者等から、当該被験者が識別されるる保有する個人情報が第三の規定に違反して取り扱われているという理由又は第四の規定にて取得されたものであるという理由によって、当該保有する個人情報の利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求める場合は、違反を是正するためには、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正する必要性で、遅滞なく、当該保有する個人情報の利用停止等を多くて、当該保有する個人情報を他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、被験者の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるべきは、この限りでない。

二 総括責任者は、被験者等から、当該被験者が識別されるる保有する個人情報が第九の一の規定に違反して第三者に提供されているという理由によつて、当該保有する個人情報の第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めがあることが判明したときは、遅滞なく、当該保有する個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有する個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、被験者の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるべきは、この限りでない。

- 利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるべきは、この限りでない。
- 三 総括責任者は、一の規定に基づき求められた保有する個人情報の全部若しくは一部について利用停止等を行つたとき若しくは利用停止等を行わぬ旨の決定をしたとき、又は二の規定に基づき求められた保有する個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したときは若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、被験者等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

<利用停止等に関する細則>
以下の場合は、利用停止等の措置を行う必要はない。
・訂正等の求めがわかった場合であっても、①利用目的から見て訂正等が必要でない場合、②誤りである旨が正しくない場合又は③訂正等の対象が事実でなく評議に關する情報である場合
・利用停止等、第三者への提供の停止の求めがあった場合であっても、手続違反等の指摘が正しくない場合

第十四 理由の説明

総括責任者は、第十の三、第十一の二又は第十二の二又は第十三の三の場合、被験者等から求められた措置の全部又は一部について、その措置を知らない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、被験者等に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。なお、この場合、被験者等の要求内容が事実でないことを知らせるなどにより、被験者等の精神的負担になり得る場合等、説明を行うことが必ずしも適當でないことがあり得ることから、事由に応じて慎重に検討のうえ、対応しなくてはならない。

第十五 開示等の求めに応じる手続

一 総括責任者は、第十の二、第十一の一、第十二の二又は第十三の一若しくは二の規定による求め（以下「開示等の求め」という。）に關し、以下の事項につき、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、被験者等は、当該方法に従つて、開示等の求めを行わなければならない。
1 開示等の求めの申し出先
2 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方法
3 開示等の求めをすることの確認の方法
4 手数料の徴収方法

二 総括責任者は、被験者等に対し、開示等の求めに關し、その対象となる保有する個人情報を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、総括責任者は、被験者等が容易かつ確実に開示等の求めをすることができるよう、当該保有する個人情報の特定に資する情報の提供その他被験者等の利便性を考慮した適切な措置をとらなければならぬ。

三 総括責任者は、一及び二の規定に基づき開示等の求めに応じる手続きを定めるに当たっては、被験者等に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

第十六 手数料

研究を行う機関の長は、第十の二の規定による利用目的の通知又は第十一の一の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に關し、手数料を徴収することができます。また、その場合には実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

第十七 苦情の対応

研究を行う機関の長は、被験者等からの苦情等の窓口を設置する等、被験者等からの苦情や問い合わせ等に適切かつ迅速に対応しなければならない。なお、苦情等の窓口は、被験者等にとって利用しやすいように、担当者の配置、利用手続等に配慮しなくてはならない。

第七章 雜則

第一 記録の保存

実施施設の長は、遺伝子治療臨床研究に関する記録に關し、保管責任者を定め、適切な状態の下で、研究終了後少なくとも五年間保存しなければならないものとする。

第二 秘密の保護

研究者、審査委員会の委員、実施施設の長その他研究に携わる関係者は、遺伝子治療臨床研究を行いう上で、研究終了後も同様とする。その職を辞した後も同様とする。

第三 情報の公開

実施施設の長は、計画又は実施している遺伝子治療臨床研究に関する情報の適切かつ正確な公開に努めるものとする。

第四 啓発普及

研究者は、あらゆる機会を利用して遺伝子治療臨床研究に關し、情報の提供等啓発普及に努めるものとする。

第五 適用除外

第二章から第六章まで及び本章第二及び第四の規定は、薬事法（昭和35

年法律第145号）に定める治験に該当する遺伝子治療臨床研究については、適用しない。

第六 細則

この指針に定めるもののほか、この指針の施行に關し必要な事項は、別に定める。

第七 施行期日等

一 この指針は、平成17年4月1日から施行する。
二 この指針の施行前に旧指針等の規定によつてした手続その他の行為であつて、この指針に相当の規定があるものは、この指針の相当の規定によつてしたものとみなす。